

作業中の労働者を直接指揮又は監督する者（作業主任者を除く。以下「職長等」という。）に対しては、労働安全衛生法第19条の2に規定する教育等（以下「能力向上教育」という。）に準じた教育を実施することが、安全衛生教育推進要綱（平成3年1月21日付け基発第39号労働省労働基準局長）により定められております。

製造業における労働災害防止を推進する上で、職長等の果たすべき役割が非常に重要であることから、職長に就任しておおむね5年以上経過している者が、職長等の能力向上教育を受講することができるよう御配慮の程、お願いいたします。

なお、職長等が能力向上教育を定期的に受講できるよう年間安全衛生管理計画書及び安全衛生教育計画に職長等の能力向上教育の受講対象となる対象者の項目を追記し、適切にPDCAサイクルを展開していただくようお願いいたします。